

富山情報ビジネス専門学校 学 則

第1章 総 則

第1条（目的）

本校は、建学の精神に（別表1）に則り、高潔な人間性を基礎とする豊かな教養と専門知識の修得に努め、変転する社会に貢献し得る人材の育成を目的とする。

第2条（名称）

本校は、富山情報ビジネス専門学校と呼称する。

第3条（所在地）

本校の所在地は富山県射水市三ヶ 576 番地とする。

第4条（自己点検・評価）

1. 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課 程 及 び 定 員

第5条（課程、学科、修業年限、定員等）

本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	コ ー ス 名	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員	昼 夜 の 別	備 考
工業専門課程	高度情報システム		4年	0人	<u>40人</u>	昼間	募集停止
	情報システム		2年	30人	60人	昼間	
商業実務 専門課程	モバイルビジネス		2年	20人	40人	昼間	
	ホテル・ブライダル		2年	30人	60人	昼間	
	医療事務		2年	30人	60人	昼間	
	診療情報管理士専攻		1年	20人	20人	昼間	
	インターナショナルビジネス		2年	20人	40人	昼間	
文化・教養 専門課程	日 本 語	1年課程	1年	<u>20人</u>	<u>20人</u>	昼間	
		1年半課程	1.5年	15人	30人	昼間	
		2年課程	2年	<u>35人</u>	<u>70人</u>	昼間	

第3章 学年・学期および休日

第6条（在籍年限）

各学科・各コースにおける在籍年限は前条の修業年限の倍を越えることはできない。
但し、日本語学科の在籍年限は修業年限とする。

第7条（学年）

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
但し、日本語学科1年半課程においては、1年次は10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条（学期）

学年を分けて次の2学期とする。
前期：4月1日から8月31日まで
後期：9月1日から3月31日まで
但し、日本語学科においては、
前期：4月1日から9月30日まで
後期：10月1日から3月31日まで
とする。

第9条（休日）

休日は次のとおりとする。
1. 日曜日および国民の祝日
2. 春期休暇：3月中旬から授業、学校行事等を勘案して校長が決定する
3. 夏期休暇：7月下旬から前項に準じて決定する
4. 冬期休暇：12月上旬から前々項に準じて決定する

第4章 学科課程・授業日数および卒業

第10条（履修課程）

本校の学科課程およびその履修科目ならびに付与する単位は別表2に定める。

第11条（履修方法）

1. 本校における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、定める時間の授業をもって1単位とする。
2. 本校の1年間の授業日数は定期試験（前学期末および後学期末）等の日数を含め、30週にわたる150日を原則とする。
3. 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。
但し、教育課程上特別の必要があると認められる場合は、一部変更することがある。

第12条（評価と単位認定）

1. 各授業科目の単位評価は100点満点とし、90点以上をA、80点以上をB、70点以上をC、60点以上をDとして単位を認定する。
60点未満をFとして単位を認定しない。採点にあたっては総合テスト、授業姿勢、課題・小テストなどの内容を考慮する。
2. 欠席時数が講義時数の20%を超える場合は当該科目を不認定とする。
3. 教育上有益と認めるときは、以下の内容を課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、本校の履修科目として認定する。また、本校学生が入学前に、行った以下の内容でも、同等の扱いとする。
①他の大学、短期大学または専門学校、その他教育機関との協議により履修した、当該大学等の授業科目。

- ②専門課程に相当する教育を行っている外国の教育施設における学習成果。
- ③認定社会通信教育、遠隔授業、技能審査、ボランティア、インターンシップ等。

第13条（追試験）

病気、就職選考、忌引、その他やむを得ない事由により受験しえなかった者は、試験終了後5日以内に事由を詳細に記し、証明資料を添えて校長あて追試験の許可を願い出ることができる。

第14条（追試験の実施）

学期末試験の追試験の実施は、1学期に1回行う。

第15条（受験心得）

学期末および卒業試験受験の心得

1. 不正行為を発見した時は退場を命じ採点は0点とする。
2. テキスト、ノート、参考書等の持ち込みの可否は授業毎に指示する。

第16条（進級）

以下の学科において、進級に必要な単位数以上を取得した者および進級に必要な時間数以上を履修した者は、1年から2年に進級することができる。

学科名・コース名		進級に必要な単位数および時間数
情報システム学科		33 単位
モバイルビジネス学科		34 単位
ホテル・ブライダル学科		26 単位
医療事務学科		32 単位
インターナショナルビジネス学科		34 単位
日本語学科	2年課程	800 時間
	1年半課程	400 時間

第17条（卒業）

日本語学科以外の学科において、GPA（評定平均値）2.0以上で、以下の各学科の卒業に必要な単位数以上を取得し、卒業必修科目を認定されている者は卒業することができる。

日本語学科において、以下の卒業に必要な時間数以上を履修した者は、卒業することができる。

（但し、GPA算出方法は、第12条A=4、B=3、C=2、D=1、F=0とし、この数字に科目の単位数を乗じたものを合計して総単位数で叙したものとする。）

学科名		卒業に必要な単位数および時間数
情報システム学科		65 単位
モバイルビジネス学科		63 単位
ホテル・ブライダル学科		56 単位
医療事務学科		64 単位
診療情報管理士専攻学科		31 単位
インターナショナルビジネス学科		71 単位
日本語学科	1年課程	800 時間
	1年半課程	1200 時間
	2年課程	1600 時間

第18条（留年）

進級または卒業できないものは留年とする。留年となった者は、進級、卒業に必要な不足単位について再履修するものとする。

第19条（卒業証書の授与・称号の授与）

1. 本校所定の課程を修了したと認められる者に対し卒業証書を授与する。
2. 以下の学科を卒業した者には専門士の称号を授与する。

課 程 名	学 科 名
工業専門課程	情報システム学科
教育・社会福祉専門課程	幼児教育学科
商業実務専門課程	モバイルビジネス学科 ホテル・ブライダル学科 医療事務学科 インターナショナルビジネス学科

3. 以下の学科を卒業した者には、高度専門士の称号を授与する。

課 程 名	学 科 名
工業専門課程	高度情報システム学科

第5章 入学・休学および退学

第20条 (入学資格)

本校の入学試験受験資格は次のとおりとする。

1. 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
2. 日本語学科においては、上記第1項に加えて日本語の学習経験がある者とする。

第21条 (出願手続)

入学志願者は所定の願書および必要書類に受験料 20,000 円を添えて出願手続をしなければならない。

第22条 (入学者の選考)

前条の出願手続きを終了した入学志願者については、本校募集要項の定めるところにより、入学選考を行う。

第23条 (入学許可ならびに手続)

1. 入学選考合格者は、所定の期日までに保証人を定め、別表 3-1 の当該学科の学費を納入して入学手続を完了しなければならない。
学費とは、入学金・授業料・施設設備費・演習充実費とする。但し、日本語学科においては、入学金・授業料とする。
日本語学科においては、学費と併せ、諸経費を納入しなければならない。
2. 4月入学生においては、入学年度の前年度3月31日までに入学を辞退した場合は、納入された学費のうち、入学金以外を返金する。日本語学科1年半課程の10月入学生においては、入学年度の9月30日までに入学辞退の場合は、入学金以外を返金する。
3. 保証人は、本人の在学中の学費、生活、勉学、素行のすべてに責任を負うものとし、本人の保護者またはそれに代わるべき人でなければならない。
4. 保証人が死亡または前項の要件を欠いたときは直ちに保証人の変更を届けなければならない。

第24条 (休学)

1. 学生が病気その他、本校が認めるやむをえない事情のため、前期又は後期の全期間にわたり修学することができないときはこれを証明する書類を添えて保証人連署の上、休学を届け出なければならない。但し、休学期間は原則として連続2年を越えることはできない。
2. 休学者は、休学した学期の試験を受けることはできない。
3. 休学中の「学期」の学費（入学金を除く）については納付を免除する。但し、既に納付済の場合は返還しない。
4. 休学者が復学を希望する場合は復学願いを提出しなければならない。復学する場合は原級に復するものとし、当該「学期」の学費（入学金を除く）を納付しなければならない。

第 25 条 (退学・転科・転学)

1. 退学しようとする場合は、保証人連署の上、退学届を提出し、許可を受けなければならない。
2. 退学した者で、3年以内に再入学を願い出た者に対しては、在学時の成績を考慮し、審査を経てこれを許可することがある。
この場合、退学以前の在学期間および修得科目は所定の在学年限および修得科目にそれぞれ算入する。
3. 本校の学生が学内の転科を希望するときは、審査を経てこれを許可することがある。
4. 他の大学、短期大学、専門学校から本校に転入学を希望する者があるときは、選考の上これを認めることがある。
既修得単位の認定は、学則第 12 条第 3 項に基づくものとする。
5. 本校から他の専門学校へ転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第 26 条 (除籍)

学生が次の各号に該当する場合は除籍される。

1. 病気その他の理由で学業の継続が不可能と認められたとき。
2. 延納・分納の届けが無く、学費を納入しないとき。
3. 学生が死亡したとき。

第 6 章 教 職 員

第 27 条 (教職員)

1. 本校には次の教職員を置く。
校 長
専任教員
講 師
事務職員
教務職員
校 医
校 務 員
2. 教員の定員、資格は専修学校設置基準による。
3. 校長は校務を総括し、所属教職員を監督する。
4. 校長を除く教職員は校務を分担する。

第 7 章 学 費 等

第 28 条 (学費)

本校の受験料は入学願書提出時に納付する。また、学費は別表 (3-1) のとおりとする。

第 29 条 (学費の納入)

1. 学費は所定の期日までに納入しなければならない。
2. 学費を所定の期日までに納入できないやむをえない事情があるときは、延納・分納を認めることがある。
3. 既に納入された学費は、第 23 条第 2 項に該当する場合以外は返金しない。

第 8 章 聴講生および外国人留学生

第 30 条 (聴講生)

1. 本校専門課程の学科目の聴講を希望する者に対しては、収容人員に余裕がある場合に限り、聴講生として聴講を許可する。また、必要と認めるときは、その履修科目に対して単位を与えることができる。
2. 聴講生料は別表 (3-2) のとおりとする。
3. 学則第 20 条の入学資格を有する外国人で、留学を希望する者は、選考の上受け入れることがある。

第 9 章 懲 戒

第 31 条 (懲戒)

次の各号の 1 に該当する学生に対しては、学校長がこれを懲戒する。

1. 性行不良で改悛の見込みがないと認められる者
2. 修学努力が著しく不足していると認められる者
3. 正当な理由なくして出席が常でない者
4. 学内の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第 32 条 (懲戒の種別)

懲戒はその行為の軽重に従い、訓戒、停学および退学の 3 種類とする。

第 10 章 奨 学 生

第 33 条 (奨学生)

本校学生で、学業、人物、健康とも優れた者を奨学生として援助する。

第 11 章 健 康 診 断

第 34 条 (健康診断)

本校学生に年 1 回健康診断を実施する。

第 12 章 附 帯 教 育

第 35 条 (附帯教育)

必要がある時は、国際交流、生涯学習教育等の附帯教育を行う。また、附帯教育の科目、単位及び受講料は別に定める。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 19 条及び第 28 条の改正規定は、富山県知事への届出が受理された日（平成 9 年 3 月 21 日届出受理）から施行する。
2. 第 19 条の改正規定の施行の際、現に国際マーケティング学科及び経営学科に籍を有する学生については、改正後の第 19 条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 3 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 5 条、第 19 条改訂規定の施行の際には、平成 12 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 5 条改定規定の施行に関しては、平成 13 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 3 月 15 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 5 条改定規定の施行に関しては、平成 15 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成 15 年 3 月 14 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 3 月 13 日より施行する。

附 則

この学則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 5 条改定規定の施行に関しては、平成 17 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

また、第 29 条改定規定の施行に関しては、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 3 月 14 日より施行する。

附 則

この学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 5 条・第 6 条・27 条改定規定の施行に関しては、平成 18 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 5 条・第 6 条・第 10 条・第 16 条・第 17 条・第 27 条改定規定の施行に関しては、平成 19 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

また、第 3 条、第 8 条、第 9 条に関しては、学則受理の日より施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 19 条の施行に関しては、学則届出の日（平成 19 年 10 月 22 日）より施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 5 条・第 6 条・第 16 条・第 17 条・第 19 条改定規定の施行に関しては、平成 21 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 19 条の施行に関しては、学則届出の日より施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 10 条、第 16 条の施行に関しては、学則届出の日より施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する

但し、第 10 条改定規定の施行に関しては、平成 23 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 16 条及び第 17 条の改定規定の施行に関しては、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 6 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条の改定規定の施行に関しては、平成 25 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 23 条、の改定規定の施行に関しては、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 23 条、の改定規定の施行に関しては、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 16 条、第 17 条の改定規程の施行に関しては、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 10 条、第 16 条、第 17 条、第 28 条の改定規程の施行に関しては、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 10 条、第 16 条、第 17 条、第 28 条の改定規程の施行に関しては、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 19 条の施行に関しては、学則届出の日より施行する。

第 5 条、第 10 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条、第 23 条、第 25 条、第 28 条の改定規程の施行に関しては、令和 2 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。